



その先の、道へ。北海道
Hokkaido. Expanding Horizons.



集団 指導 介護保険施設等 有料老人ホーム



令和5年(2023年)11月10日
オホーツク総合振興局 保健環境部

職員の労働条件の確保・改善等について

労務管理について

- ① 労働条件の明示
- ② 労働時間の把握
- ③ 労働時間
- ④ 最低賃金改定：960円（令和5年10月1日～）
- ⑤ 改正労働基準法

労働災害防止について

- ① 転倒災害防止
- ② 腰痛予防

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人ためのルールです。

北海道 最低賃金

令和5年
10月1日
から
時間額

960円

前年比
40円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に
関する
特設サイト

最低賃金に関する
お問い合わせは
北海道労働基準または
最寄りの労働基準監督署へ

賃金引上げ
特設ページ

中小企業事業者の皆さんへ
歳次改善
助成金

北見労働基準監督署より講義をいただきます（資料別添）

指導監査について

指導

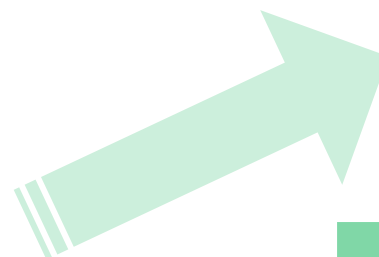
監査

本日

集団指導

1年に1回

運営指導



通報・苦情・相談
虐待（疑い）等

自己
点検表

一般指導

合同指導

【行政処分等】

- ・取消し
- ・効力停止
- ・命令
- ・勧告

居宅サービス	6年に1回
特定施設 入居者生活介護	3年に1回
施設サービス	2年に1回

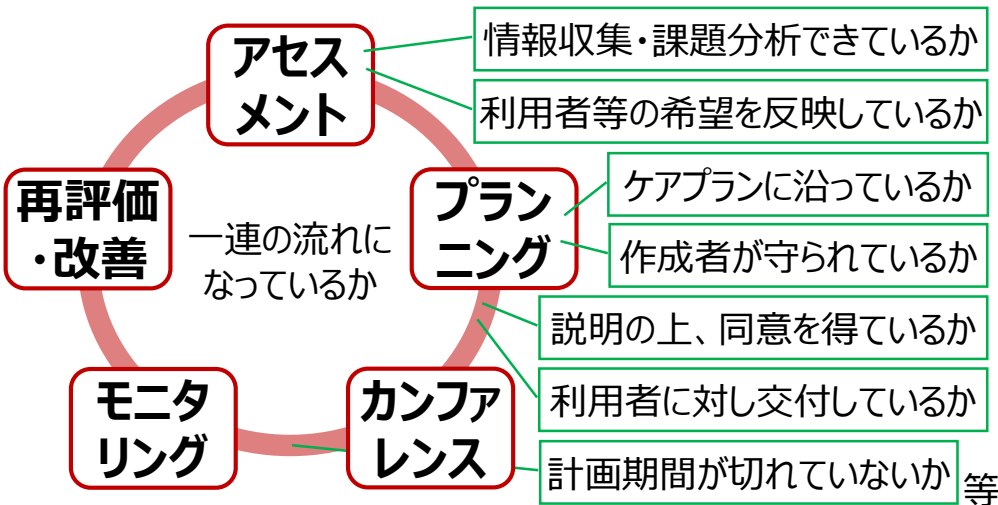
勤務体制

- ✓ 勤務実績表と出勤簿(タイムカード)は一致しているか
- ✓ 管理者(役員)や医師も勤務実績表に記載しているか
- ✓ 常勤専従職員の兼務(同一敷地内)はあくまで特例!
- ✓ 常勤換算は勤務延時間数の上限を超える算入不可!
- ✓ 日々配置職員(デイの生活相談員等)に不足はないか
- ✓ 有料老人ホームと併設事業所の勤務表を分けているか
- ✓ 全職員の資格者証の写しを保管し、更新しているか

運営規程・重要事項説明書

- ✓ **(運)** 従業員の員数、営業時間等に変更がないか
- ✓ **(運)** 「虐待の防止のための措置に関する事項」の追加
- ✓ **(運)** 変更があれば遅滞なく「変更届」を提出しているか
- ✓ **(重)** 利用開始までに内容を説明し、同意を得ているか
- ✓ **(重)** 同意日と利用開始日が前後していないか
- ✓ **(重)** 報酬料金に変更があれば再作成・交付しているか
- ✓ **(重)** 第三者評価実施状況(有無)が記載されているか

計画の作成(ケアマネジメントプロセス)



預り金

- ✓ 預り金取扱規程等は整備されているか
- ✓ 会計責任者及び出納職員は発令されているか
- ✓ 入所者等から書面等で事前に同意を得ているか
- ✓ 多額の現金(1万円以上)を長期に保管していないか
- ✓ 個人別台帳を作成・記録し、領収書を整理しているか
- ✓ 複数職員で金銭收受など、牽制体制はとられているか
- ✓ 収支状況を定期的に点検し、家族に連絡しているか

予定月	研修内容(例)
4月	新年度事業計画及び接遇について
5月	記録の書き方について
6月	衛生管理（食中毒予防）について
7月	非常災害時の対応について
8月	高齢者虐待防止・身体拘束廃止について
9月	事故・緊急時の対応（リスクマネジメント）について
10月	褥瘡予防について
11月	レクリエーションの進め方について
12月	感染症（インフルエンザ・ノロウイルス）予防について
1月	プライバシーの保護について
2月	認知症ケアについて
3月	介護保険法について

職員会議

日時：x月x日（x）xx:xx～xx:xx

1. ○○○○○

2. △△△△△

3. □□□□□

4. 内部研修

…☆☆職員

5. その他

**記録
が重要!**

本日 集団指導

- ① 基本事項
- ② 高齢者虐待の防止及び身体拘束の禁止
- ③ 職員の労働条件の確保・改善
- ④ 自己点検の実施
- ⑤ 非常災害対策
- ⑥ 入所者等の安全の確保
- ⑦ 感染症及び食中毒対策
- ⑧ 重大事故を含む事故の取扱い

運営指導

- ① 人員に関する基準及び勤務体制の確保
- ② 高齢者虐待の防止及び身体拘束の禁止
- ③ 介護報酬の算定及び取扱い
- ④ 火災を含めた非常災害対策
- ⑤ 入所者等の安全の確保
- ⑥ 苦情への対応
- ⑦ サービス内容、手続の説明及び同意の確保
- ⑧ 感染症及び食中毒対策
- ⑨ 重大事故を含む事故の取扱い
- ⑩ 個別サービス計画及び施設サービス計画の作成

**記録
が重要!**

経過措置期間中の介護報酬改定事項について



項目	対象	経過措置の概要
① 感染症対策の強化	全サービス	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化
② 業務継続に向けた取組の強化(BCP)	全サービス	業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化
③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※ 無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く	認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること
④ 高齢者虐待防止の推進	全サービス	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること
⑤ 口腔衛生管理の強化	施設系サービス	口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと
⑥ 栄養ケア・マネジメントの充実	施設系サービス	入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定
⑦ 事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化	訪問リハビリテーション	事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を延長

① 介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算 (Ⅰ)	加算 (Ⅱ)	加算 (Ⅲ)
キャリアパス要件のうち ① + ② + ③を満たす	キャリアパス要件のうち ① + ②を満たす	キャリアパス要件のうち ① or ②を満たす
かつ 職場環境等要件を満たす		

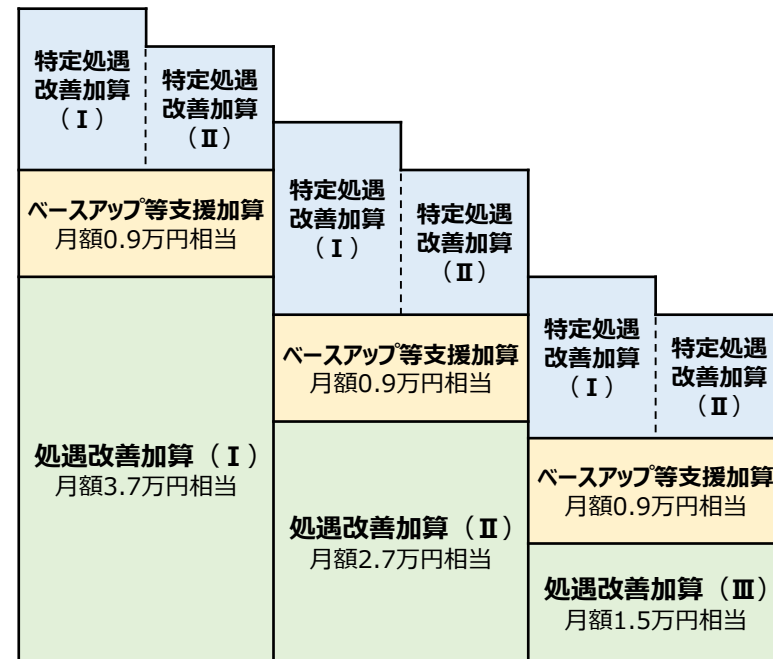
<キャリアパス要件>

- ① 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 - ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 - ③ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること
- ※ 就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

全体イメージ図



② 介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※ 介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - ✓ 処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - ✓ 処遇改善加算の職場環境等要件について、複数の取組を行っていること
 - ✓ 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等による見える化を行っていること

③ 介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員
- ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることのできるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ✓ 処遇改善加算 (Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - ✓ 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2は介護職員等のベースアップ等※に使用すること
 - ※ 「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員処遇改善加算等について 計画書の留意点



賃金改善の項目・方法

3 介護職員処遇改善加算の要件について

(1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)	37,800,000 円	<input checked="" type="checkbox"/>
② 賃金改善実施期間	令和 5 年 6 月 ~ 令和 6 年 5 月 (12 か月)	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他()	
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)	
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容 ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。)	
	・介護職員の基本給の引上げ(引上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定)	
	基本給 月給 ○○○○~○○○○円の増額 時間給 ○○○~○○○円の増額	
	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。	
(上記取組の開始時期)	平成 30 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

原則 4 月 ~ 3 月までの連続する期間を記入
 ※ 介護報酬のサービス提供月の 2 ヶ月遅れで賃金の支払いを行っている場合は、6 月 ~ 5 月で記入

「その他」の場合、括弧内を具体的に記入

規程類の条項を抜粋し、そのまま記入!

7 要件を満たすことの確認・証明<共通>

・以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認項目	証明する資料の例
<input type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。 (※処遇改善加算Ⅰ又はⅡを取得する事業所がある場合のみ)	資質向上のための計画
<input type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

毎年、計画書を用いて全職員に必ず周知!

※各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

職員への周知

北海道基準条例について **社会福祉課 所管分**

サービス種別	基準省令・解釈通知	北海道条例	北海道施行規則・解釈通知
指定居宅サービス	(基準省令) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第37号)	北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年北海道条例第95号)	(規則) 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年北海道規則第27号)
	(基準省令解釈通知) 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日付け老企第25号)		(解釈通知) 北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について (平成25年3月29日付け施運第1189号北海道保健福祉部長通知)
指定介護予防サービス	(基準省令) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (平成18年厚生労働省令第35号)	北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (平成24年北海道条例第96号)	(規則) 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成25年北海道規則第28号)
	(基準省令解釈通知) 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について (平成11年9月17日付け老企第25号)		(解釈通知) 北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について (平成25年3月29日付け施運第1197号北海道保健福祉部長通知)
指定介護老人福祉施設	(基準省令) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第39号)	北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年北海道条例第97号)	(規則) 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年北海道規則第7号)
	(基準省令解釈通知) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日付け老企第43号)		(解釈通知) 北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について (平成25年3月29日付け施運第1188号北海道保健福祉部長通知)

北海道基準条例について 保健行政室・地域保健室 所管分

サービス種別	基準省令・解釈通知	北海道条例	北海道施行規則・解釈通知
介護老人 保健施設	(基準省令) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成11年厚生省令第40号)	北海道介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (平成24年北海道条例第98号)	(規則) 北海道介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年北海道規則第13号)
	(基準省令解釈通知) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成12年3月17日付け老企第44号)		(解釈通知) 北海道介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について (平成25年3月29日付け施運第1196号北海道保健福祉部長通知)
介護療養型 医療施設	(基準省令) 健康保健法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年厚生省令第41号)	北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年北海道条例第99号)	(規則) 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則 (平成25年北海道規則第14号)
	(基準省令解釈通知) 健康保健法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について (平成12年3月17日付け老企第45号)		(解釈通知) 北海道指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について (平成25年3月29日付け施運第1195号北海道保健福祉部長通知)
介護医療院	(基準省令) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準 (平成30年厚生省令第5号)	北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例 (平成30年北海道条例第8号)	(規則) 北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例施行規則 (平成30年北海道条例第11号)
	(基準省令解釈通知) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について (平成30年3月22日付け老老発0322第1号)		

衛生管理等について

平時の対応	✓ 日常的な感染予防策	手洗い・換気の習慣、ウイルスを持ち込まない工夫、職員の健康管理
	✓ 患者発生時の備え	感染防止物品や食品・飲料水の備蓄、職員研修（ガウン着脱法等）、ワクチン接種
	✓ 医療機関との連携準備	協力医療機関等への協力依頼、往診体制・オンライン診療等
	✓ 業務継続計画（BCP）	職員が不足した場合の対応、感染時に縮小可能な業務の検討等
感染拡大期	✓ 有症状者の探知	医療機関に相談・受診し、重症化予防に努める（検査、対症療法、治療薬処方等） ADL低下に配慮しながら、施設内で療養（なるべく、普段通りの生活を心掛ける）
	✓ 電子フォーム届出	【協力依頼】罹患者2名以上で情報提供いただきたい（10名以上等は報告必須）
	✓ 体調確認と健康観察	入所者や職員の体調確認を行い、有症状者は必要に応じて受診・検査を実施 周囲への検査については、管轄保健所と相談（無症状者への検査は必須ではない）
	✓ 施設内ゾーニング	早めにレッドゾーンを決定（ウイルスを拡散しないようエリアで区切る）
	✓ 二次感染予防	【特に職員！】基本的な感染対策を全員で徹底（手洗い・消毒・換気・マスク）
	✓ 困った時は相談	感染拡大が止まらない、重症者の発生、物資・職員の不足など、悩んでいる時は一報を （感染対策の見直し、療養環境の整備、感染防止物品や職員の不足への対応等）
収束	✓ 対策の評価	施設全体で対策を評価し、次の発生時対応に備える

義務化
令和6年
 (2024年)
4月1日

全サービス	感染対策委員会 の開催・周知、 指針 の整備、 研修 の実施
施設系	訓練 (シミュレーション)の実施

高齢者虐待防止・身体拘束廃止について 虐待行為

区分	内容	具体例
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ✓ ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする 等
ネグレクト 介護・世話の放棄・放任	意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている ✓ 水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある ✓ 室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ✓ 高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限する／使わせない 等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ✓ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う ✓ 侮辱を含めて、子供のように扱う ✓ 高齢者が話しかけているのを意図的に無視する 等
性的虐待	本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ✓ キス、性器への接触、性的行為を強要する 等
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭使用を理由なく制限すること	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない ✓ 本人の自宅等を本人に無断で売却する ✓ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する 等

義務化

令和6年
(2024年)
4月1日

■ 運営規程 ■

指定介護施設等は、次に掲げる施設・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(中略)

○ 虐待の防止のための措置に関する事項

■ 虐待の防止 ■

- 一 指定介護施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該施設等における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該施設等において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的※に実施すること。 ※訪問・通所系：年1回以上、施設・居住系：年2回以上
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

施設における虐待防止に向けた利用者等及び施設従事者実態調査

調査概要	ご本人・ご家族	施設従事者（介護職員、生活支援員等）
① 目的	施設における虐待の背景や要因及び従事者の勤務環境や業務上の課題等の観点から把握・分析し、より安全で適切なサービス提供のための改善に向けた取組に反映させる	
② 対象	道が所管する全ての入所施設（介護保険施設、障害者支援施設）	
③ 方法	道からアンケート用紙を発送し、各施設経由当該アンケート用紙を利用者ご本人・ご家族に配布し、回答後、道に返送	パソコンやスマートフォンを用いて、北海道電子自治体共同システムによりインターネット回答
④ 期間	令和5年(2023年)2月28日～4月10日	令和5年(2023年)1月30日～2月28日
⑤ 項目	施設職員の対応への認識、相談の有無等	職場環境や虐待に対する認識等
⑥ 回答数	介護：5,613人（回答率：64.8%） 障がい：2,635人（回答率：67.3%）	介護：5,539人（回答率：33.8%） 障がい：2,417人（回答率：50.3%）

高齢者虐待防止・身体拘束廃止について

例外規定3要件

① 切迫性	生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
② 非代替性	行動制限を行う以外に方法がない
③ 一時性	行動制限が一時的なものである

ア 家族の同意書は必須
イ 内容・時間等の記録
ウ 個人ではなく施設で！

未実施減算

① 適正化委員会	<u>3月に1回以上</u> の開催
② 指針 (ガイドライン)	7項目の整備
③ 職員向け研修	<u>年2回以上</u> の実施

ア 基本的考え方
イ 委員会、組織について
ウ 職員研修の基本方針
エ 報告方法等の基本方針
オ 発生時対応の基本方針
カ 指針の閲覧の基本方針
キ その他必要な基本方針

非常災害対策について

計画名称	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画	業務継続計画（BCP）
根拠	厚生労働省令 （施設ごとに規定）	水防法 土砂災害防止法 津波防災地域づくり法	消防法	厚生労働省令 （施設ごとに規定）
対象施設等	全ての入所・通所系施設	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定内に所在し、市町村地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設	多数の者が出入、勤務又は居住する防火対象物	全ての施設・事業所
対象災害等	想定される全ての災害	風水害、土砂災害	火災	自然災害、感染症
計画に定めるべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 施設等の立地 ✓ 情報の入手方法 ✓ 連絡先及び通信手段の確保 ✓ 避難開始時期、判断基準 ✓ 避難場所、経路、方法 ✓ 人員体制、指揮系統 ✓ 関係機関との連携体制 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 計画の目的 ✓ 適用範囲 ✓ 防災体制 ✓ 情報収集・伝達 ✓ 避難の誘導 ✓ 避難確保のための施設の整備 ✓ 防災教育及び訓練 ✓ 自衛水防組織の業務（設置する場合のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自衛消防組織 ✓ 防火対象物の自主検査 ✓ 避難通路等避難施設の維持管理等 ✓ 防火管理上必要な訓練の実施 ✓ 火災等発生時の消火活動、通報連絡、避難誘導 ✓ 消防機関との連絡 	【標準記載事項】 <ul style="list-style-type: none"> ✓ リスクの把握 ✓ 優先業務の選定 ✓ 研修、訓練の実施 ✓ BCPの検証・見直し ✓ 平常時の対策 ✓ ライフラインの確保 ✓ 緊急時の対策 ✓ BCP発動基準 ✓ 対応体制 ✓ 職員の参集基準 等
義務	訓練、防災教育の実施	市町村への報告・届出 訓練、防災教育の実施	所轄消防署長への提出 消火、通報、避難の訓練	従業者への周知 研修・訓練実施 定期的見直し

業務継続計画 (Business Continuity Plan)

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**、又は**中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針・体制・手順等**を示した計画

【参考】令和2年度厚生労働省老健局業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修資料

一 **感染症や非常災害の発生時**において、利用者に対する指定**介護サービスの提供を継続的に実施する**ための、及び**非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画**を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

二 **従業員に対し**、業務継続計画について**周知**するとともに、**必要な研修及び訓練を定期的に実施**しなければならない。

三 **定期的に業務継続計画の見直し**を行い、**必要に応じて**業務継続計画の**変更を行う**ものとする。

義務化

令和6年

(2024年)

4月1日

業務継続に向けた取組の強化について **両者の相違点**

	自然災害	感染症
被害の状況	施設や設備等、道路・電気・水道などの社会インフラへの被害が大きい	物理的被害は無いが、職員や利用者の健康被害が大きい
職員の出勤	職員やその家族等の怪我や被災などにより、出勤できない状況も想定される	濃厚接触者や家族の看護等により、職員が出勤できない状況も想定される
被害の発生 地理的影響	<ul style="list-style-type: none"> ・主に兆候なく突発する ・被害が地域的・局所的 	海外で発生した場合、国内で発生するまでの間、準備が可能
被害の 期間・制御	<ul style="list-style-type: none"> ・過去事例からある程度、影響の想定が可能 ・被害量は事後の制御が不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期化すると考えられるが、影響予測が困難 ・被害量は感染防止策に左右される
事業継続の 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り事業継続・早期復旧を図る ・サービス形態を変更して事業を継続 	感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、事業継続のレベルを決定
事業への 影響	事業を復旧すれば業績回復が期待できる	集客施設等では長期間利用客等が減少し、業績悪化が懸念される

業務継続に向けた取組の強化について

必要な取組



<p>① 各担当者の決定 (誰が、いつ、何をするか)</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 職員や利用者の安否確認✓ 建物損壊、パソコン等の電子機器などの被災状況確認✓ 道路状況や停電、断水などの情報収集✓ 発電機や暖房燃料、備蓄品等の管理✓ 関係者や機関への連絡 等
<p>② 連絡先の整理</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 職員や職員の家族、利用者、ご家族✓ 医療機関✓ 市役所や役場、振興局✓ 委託業者、取引先、ガソリンスタンド 等
<p>③ 必要な物資の整理・準備</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 感染防止物品（消毒液、マスク、ゴーグル、手袋等）✓ 暖房器具、燃料✓ 非常食や水✓ 必要な日用品（ティッシュペーパー等）✓ その他（ラジオ、モバイルバッテリー等）
<p>④ 整理した情報等の共有化</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 定期的に研修や訓練などで非常時に備えた情報を共有✓ 非常時に必要な情報を誰でも取り出せるように備える✓ 情報機器が使用できない場合も想定し、印刷し、保管場所を決めておく 等
<p>⑤ 定期的な見直し、 研修・訓練の適時な実施</p>	<ul style="list-style-type: none">✓ 職員や利用者の入れ替わりなどによる名簿等の変更✓ 要検討としていた項目などの検討✓ 役割や体制など、実際の動きを研修や訓練で確認 等

自然災害

感染症

策定のポイント

- ✓ 厚生労働省作成のひな形を活用し、すでに決まっているところやわかるところから項目を埋めていき、関係職員で検証・見直しを繰り返す。
- ✓ 体制の体系図や職員・利用者名簿等、既存の資料を活用する。

参考
リンク

[厚労省HP](#)

[北海道HP](#)

過去に発生した災害等の被害状況等を参考に自身の施設や事業所がある地域で発生した場合を想定し、関係職員で話し合ってみる。

これまで行ってきた新型コロナ対応における各施設・事業所の感染症対策を振り返ってみる。

盛り込む項目

1 総論

基本方針、全体像、推進体制、リスクの把握、優先業務の選定、研修等の実施、BCPの検証・見直し

2 平常時の対応

建物・設備の安全、電気・ガス・水道が止まった場合、通信が麻痺した場合、衛生面（トイレ等）の対策 等

3 緊急時の対応

BCPの発動基準、行動基準、対応体制、対応拠点、安否確認、職員の参集基準 等

4 他施設・地域との連携

連携体制の構築、被災時の職員派遣、福祉避難所の運営

1 総則

目的、基本方針、主管部門、全体像

2 平常時の対応

対応主体、対応事項（体制構築・整備、感染防止に向けた取組の実施 等

3 初動対応

感染疑い者の発生、第一報、感染疑い者への対応、消毒・清掃等の実施、検査

4 感染拡大防止体制の確立

保健所との連携、濃厚接触者への対応、職員の確保

日常の対応

体制と職員の共通理解

職員会議・研修等でのリスク認識の共有化、防犯講習・訓練

役割分担

来訪者への声掛け

地域や関係機関との連携

関係先電話番号の共有化

関係機関からの注意依頼文書の配布・掲示

防犯メール等の登録

利用者・家族との取組

園だより等による情報連携・注意喚起

設備面の安全確保

対象物の強化（補助錠の設置、高性能建物部品に交換等）

接近の防御（門扉等の設置、出入口の限定等）

監視性の確保（警報装置、防犯カメラ、センサー付ライト等）

緊急時の対応

不審者情報を得た場合の連絡・警戒体制

連絡網等を活用した複数職員による対処体制の確保

近隣住民・町内会、社協、民生委員・児童委員の協力確保

職員・警備員の増配置、臨時休業

不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制

警察への通報、家族や道・市町村への連絡

合言葉・連絡網等を活用した複数職員による協力体制構築

利用者・職員の退避

事故等発生状況報告について

重大事故に該当するか？

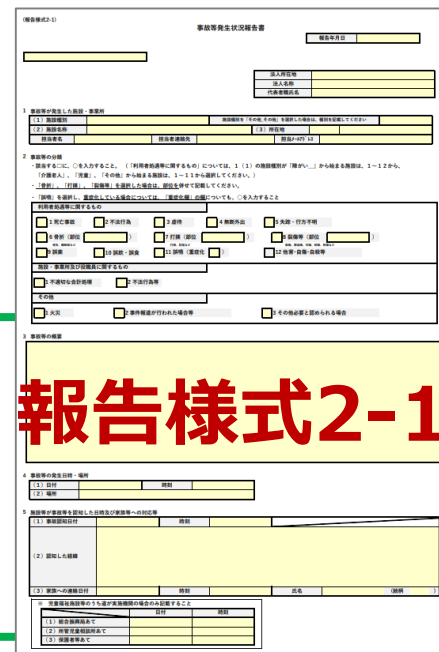
YES

- ① 直ちに第一報（電話）
- ② 7日以内に報告書提出

- ア 死亡事故
- イ 役・職員の不法行為（預り金着服・横領等）
- ウ 虐待（不適切な処遇（疑い）を含む）
- エ 不法行為
- オ 失踪・行方不明（捜索願を出したもの）
- カ 火災（消防機関に出動を要請したもの）
- キ その他、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

- 30日以内に **報告書提出**

- ア 骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出（見つかった場合）
- エ その他、報告が必要なもの（交通事故等）



報告書様式2-1

事業者の過失の有無は不問

有料老人ホームに対する指導等について

	サービス付き 高齢者向け住宅	有料老人ホーム
根拠法	高齢者住まい法第5条	老人福祉法第29条
定義	状況把握サービス、生活相談サービス等の福祉サービスを提供する住宅	①食事の提供 ②介護の提供 ※ 入浴、排泄又は食事 ③家事の供与 ※ 洗濯、掃除等 ④健康管理 のいずれかのサービスを提供する施設（複数可）
対象者	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護／要支援認定を受けている60歳未満の者	老人 ※ 老人福祉法上、老人に関する定義がないため、解釈においては社会通念による
利用できる 介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設入居者生活介護 ・訪問介護、通所介護等の居宅サービス 	

介護付	ホームが提供する「特定施設入居者生活介護」を利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能
住宅型	入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、ホームでの生活を継続することが可能

職員

併設事業所での兼務に要注意

- ✓ どちらの所属なのかハッキリさせる
- ✓ 兼務の場合、それぞれに勤務する時間帯（勤務表）を明確に分ける

全く別の事業と考える！

入居者

サービスの区分に注意



個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの…

ケアプラン

アセスメントシート
モニタリングシート

個別サービス計画

サービス提供記録

個人カルテ …

（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 、又は個人識別符号が含まれるものをいいます。

この「個人に関する情報」とは、氏名、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているか否かを問いません。

また、個人情報保護法では、死者に関する情報は対象ではありませんが、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となり法律の対象となります。

医療・介護関係事業者が保有する医療・介護関係の個人情報を対象とするものであり、診療録等の形態に整理されていない場合でも、患者の氏名等が書かれたメモ等であれば個人情報に該当します。

【参考】「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「同Q&A(事例集)」

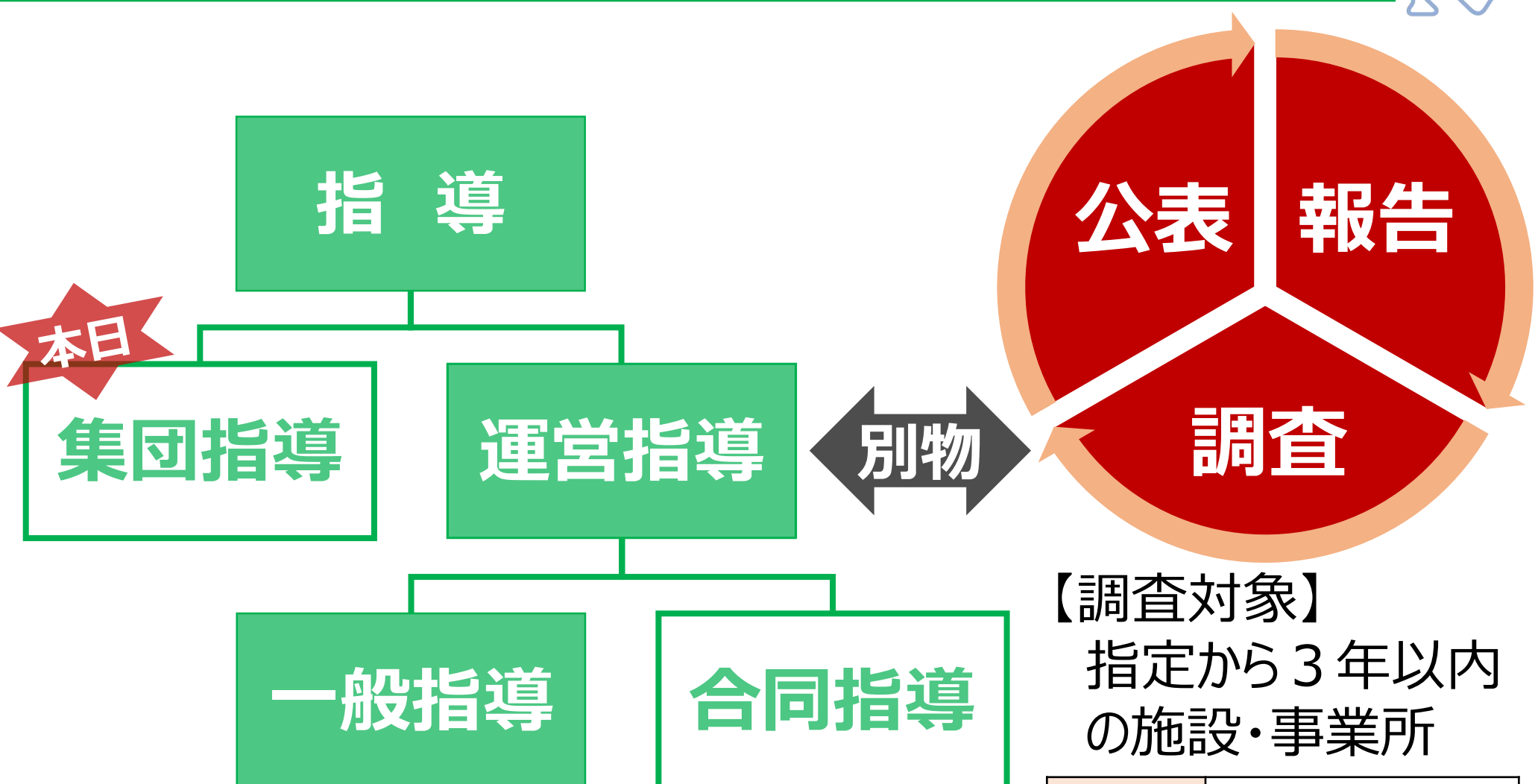
施錠保管

個人情報使用同意書

（利用者及びその家族）

秘密保持の誓約書

（在職中のみならず退職後も）



【調査対象】
指定から3年以内
の施設・事業所

居宅系	21,500 円/件
施設系	29,700 円/件

業務管理体制について

整備すべき体制

内 容	事業所数（サービス種別）			ポ イ ント
	1～19	20～99	100～	
法令遵守責任者の選任	○	○	○	選任にあたって特段の資格要件はないが、法令に詳しい法務担当を選任
法令遵守規程の整備		○	○	業務運営にあたり、法令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を規定するなど、各事業者の実態に即したもので差し支えない
業務執行状況の監査			○	事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも差し支えない

届 出 先

区 分	届 出 先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣（厚生労働省老健局）
② 指定等を受けている全ての事業所等の所在地が2以上の都道府県の区域かつ2以下の地方厚生局の区域に所在する事業者	本庁 （保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課）
③ 地域密着型のみを行い、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	各市町村長
④ 指定を受けている全ての事業所等及び主たる事務所が札幌市内／旭川市内／函館市内に所在する事業者	札幌市長／旭川市長／函館市長
⑤ 上記以外の事業者	
主たる事務所の所在地が道内（札幌市を除く）	各総合振興局・振興局社会福祉課
主たる事務所の所在地が札幌市又は道外 （指定を受けている全ての事業所等の所在地が道内にあつて、事業者の主たる事務所の所在地が道外の場合に限る）	本庁 （保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課）



北海道

そうごうしんこうきょく
オホーツク総合振興局

🏠 北海道トップ

オホーツク総合振興局トップ



カテゴリから探す



組織から探す



防災情報

Google 提供

検索

HOME > 保健環境部 > 社会福祉課

社会福祉課

★ 注目情報

☰ 注目情報一覧へ

- ▶ 2023年11月1日 令和5年度介護保険施設等及び有料老人ホームへの集団指導について
- ▶ 2023年11月1日 令和5年度指定障害福祉サービス事業者等への集団指導について
- ▶ 2023年11月1日 ●○●介護保険最新情報（厚生労働省）●○●
- ▶ 2023年10月18日 【11/16(木)13:30～】令和5年度ケアラー支援推進シンポジウムの開催について
- ▶ 2023年10月10日 令和5年度未までに経過措置期間が終了する令和3年度介護報酬改定事項について

社会福祉課メニュー

- ▶ 注目情報
- ▶ 介護・高齢者福祉
- ▶ 障がい者福祉

参考文献

これならわかる
“スッキリ図解” 運営指導 介護事業

著者：小濱 道博 氏

発行所：株式会社翔泳社

発行日：令和5年2月24日初版第1刷